

合併協議会 第1回合同会議 会議録

高松市・塩江町合併協議会	第16回会議	会議録
高松市・香川町合併協議会	第17回会議	会議録
高松市・国分寺町合併協議会	第12回会議	会議録
高松市・香南町合併協議会	第11回会議	会議録
高松市・庵治町合併協議会	第9回会議	会議録

平成17年6月10日(金)

高松市・塩江町合併協議会
高松市・香川町合併協議会
高松市・国分寺町合併協議会
高松市・香南町合併協議会
高松市・庵治町合併協議会

合併協議会 第1回合同会議 会議録

高松市・塩江町合併協議会	第16回会議	会議録
高松市・香川町合併協議会	第17回会議	会議録
高松市・国分寺町合併協議会	第12回会議	会議録
高松市・香南町合併協議会	第11回会議	会議録
高松市・庵治町合併協議会	第9回会議	会議録

1 日時

平成17年6月10日(金)午前10時開会・午後0時2分閉会

2 場所

香川県自治会館 7階会議室

3 出席委員 68人

(高松市)			(香川町)			(香南町)		
会長	増田	昌三	副会長	岡	弘司	副会長	辻	正雄
委員	井竿	辰夫	委員	松本	吉弘	委員	井上	優
委員	三笠	輝彦	委員	御厩	武史	委員	赤松	千壽
委員	住谷	幸伸	委員	北中	ヤヱ子	委員	中條	照明
委員	山田	徹郎	委員	薬師	浦修身	委員	田中	宏和
委員	大浦	澄子(塩)	委員	初瀬	恭次郎	委員	加藤	卓也
委員	谷本	繁男	委員	富田	道教	委員	石丸	末夫
委員	森谷	芳子	委員	植松	一夫	委員	石丸	英正
委員	山崎	数則	委員	中原	弘	委員	太田	繁夫
委員	河田	澄(塩・南)	委員	長尾	光喜	委員	栗田	光子
委員	野田	法子(塩・南)	委員	山本	宏美	委員	石丸	芳孝
委員	鎌田	郁雄(川)				委員	佐野	健蔵
委員	大捕	宣英(国)	(国分寺町)					
委員	柘植	敏秀(国)	副会長	福井	則史	(庵治町)		
委員	香川	深雪(庵)	委員	土井	信幸	副会長	梶河	正孝
委員	加藤	博美(庵)	委員	宮崎	直	委員	加茂	富義
委員	小西	百々代(庵)	委員	川染	勉	委員	新上	隆司
			委員	末澤	進	委員	三好	治
			委員	山下	義男	委員	寺岡	増紀
			委員	岡西	定雄	委員	上北東	太郎
			委員	綾野	忠雄	委員	岡田	賢
			委員	白井	加寿志	委員	増田	富子
			委員	大比賀	郁夫			
			委員	池崎	清子			
			委員	松岡	隆義			
(塩江町)								
副会長	中井	弘						
委員	川田	史郎						
委員	黒川	恵						
委員	中條	勲						
委員	藤澤	久文						
委員	佐藤	好邦						
委員	尾形	洋一						
委員	植田	満江						

4 出席監査委員 5人

(高松市)	(香川町)	(香南町)
監査委員 北原 和夫	監査委員 川西 隆雄	監査委員 瀧本 春夫
(塩江町)	(国分寺町)	
監査委員 堀川 和海	監査委員 藤本 稔	

5 出席幹事 21人

(高松市)	(国分寺町)
幹事長 井竿 辰夫(委員兼務)	副幹事長 土井 信幸(委員兼務)
幹事 中村 榮治	幹事 佐々木 英典
幹事 熊野 實	幹事 川上 保直
幹事 岸本 泰三	幹事 武下 文男
(塩江町)	(香南町)
副幹事長 川田 史郎(委員兼務)	副幹事長 井上 優(委員兼務)
幹事 黒川 裕文	幹事 川田 茂
幹事 岩部 一夫	幹事 瀧本 隆
幹事 出原 忠憲	幹事 西村 雅彦
(香川町)	(庵治町)
副幹事長 松本 吉弘(委員兼務)	副幹事長 加茂 富義(委員兼務)
幹事 妹尾 長	幹事 島野 学
	幹事 廣瀬 政博

6 幹事会部会委員 21人

(高松市)	(塩江町)
総務部会長 熊野 實(幹事兼務)	企画財政部会委員
総務部会委員 小山 正伸	産業部会委員 熊野 善博
企画財政部会長 岸本 泰三(幹事兼務)	土木部会委員
企画財政部会委員 井上 哲	水道部会委員
企画財政部会委員 城下 正寿	産業部会委員 赤松 利幸
企画財政部会委員 篠原也寸志	(香川町)
産業部会委員 池尻 育民	総務部会委員 和泉 正文
土木部会委員 川田 正一	(国分寺町)
水道部会長 小川 雅史	産業部会委員 帯包 正夫
水道部会委員 多田 弘二	教育部会委員 高笠原昭男
水道部会委員 中西 實	文化部会委員
教育部会委員 熊野 正樹	(香南町)
文化部会委員 川崎 正視	産業部会委員 妹尾 嘉起
文化部会委員 穴吹 学	土木部会委員
	教育部会委員 小西 省三
	文化部会委員

7 事務局

(高松市)		(国分寺町)	
事務局長	林 昇	総務班兼調整班 兼計画班	宮武 昌広
事務局次長	加藤 昭彦		
総務班長	安西 正門	調整班長兼総務班 兼計画班	清野 賢治
総務班	藤村 博美		
調整班兼計画班	林田 競一		
計画班長兼調整班	清谷 文孝	(香南町)	
調整班兼計画班	平尾 和律	調整班長兼総務班 兼計画班	矢野 充伸
調整班兼計画班	松崎 充宏		
調整班兼計画班	山下 光	(庵治町)	
調整班兼計画班	片山 智規	調整班長兼総務班 兼計画班	奴賀 信二
調整班兼計画班	三好 健		
(塩江町)			
調整班長兼総務班 兼計画班	和泉 隆治		
(香川町)			
調整班長兼総務班 兼計画班	澤田 敏男		

3 出席委員のうち、高松市委員の氏名の後の表記は、委員となっている合併協議会の名前を表わす略語で、何も表記のない委員は、五つの合併協議会の委員を兼務しています。

また、7事務局のうち、高松市職員については、五つの合併協議会の事務局を兼務しています。

(合併協議会名の略語)

塩：高松市・塩江町合併協議会

川：高松市・香川町合併協議会

国：高松市・国分寺町合併協議会

南：高松市・香南町合併協議会

庵：高松市・庵治町合併協議会

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 高松地域合併協議会ホームページの開設について
 - (2) 議案事項
 - ア 平成16年度合併協議会決算について
 - イ 平成17年度合併協議会事業計画について
 - ウ 平成17年度合併協議会予算について
 - (3) 合併協定項目に関する報告事項
 - ア 「合併時まで調整する」として確認された合併協定項目の調整結果について
- 5 その他
 - (1) 1市5町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）集成版について
 - (2) 合併協議会合同会議の開催予定について
- 6 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

事務局長 お待たせをいたしました。ただいまから合併協議会第1回合同会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多忙中のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

この各合併協議会の会議の開会につきましては、それぞれの合併協議会の会議規程では、議長の権限ということになっておりますが、本日は、五つの合併協議会の初めての合同会議でございますことから、まことに僭越ではございますが、会議次第の2会長・副会長あいさつが終了するまでの間、各合併協議会の事務局長であります私、林の方で進行させていただきますので、格別の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日の合同会議でございますが、御承知のとおり、昨年度までは、各合併協議会ごとに会議を開催してまいりましたが、それぞれの各市町議会での合併関係議案の議決を経て、知事に廃置分合の申請をし、合併の枠組みが決定したことを踏まえまして、関係市町で協議いたしました結果、地域の一体感の醸成や協議内容の整合性を図るため、協議会の会議を合同で開催することとしたところでございます。

なお、会議の位置づけといたしましては、各合併協議会の会議として、例えば、高松市・塩江町合併協議会であれば、第16回会議というように、それぞれのこれまでの開催回数を踏まえた累積回数の会議としても位置づけておりますので、この点も御理解を賜りたいと存じます。

それでは、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会長・副会長あいさつ

事務局長 会議次第の2会長・副会長あいさつでございますが、まず、すべての合併協議会の会長であります増田高松市長よりごあいさつを申し上げます。

増田会長 おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

各合併協議会の会長を務めさせていただいております高松市長の増田昌三でございます。よろしく願いいたします。

ただいま事務局から説明のありましたとおり、合併協議会につきましては、合併の枠組みが決定いたしましたことから、今年度から、五つの合併協議会での合同開催といたした次第でございます。

委員の皆様方には、これまでの合併協議に際しまして、真剣かつ活発な御議論をいただく中で、円滑な会議運営に御協力をいただき、まことにありがとうございました。

また、各市町におかれましては、住民の意向を踏まえ、合併について適切な御判断をいただきました。おかげをもちまして、期限内に県知事に合併申請ができましたことを、改めてこの場をおかりして厚く御礼を申し上げる次第であります。

今後は、皆様方とともに、将来の四国の州都にふさわしい、風格のある、そして活力に満ちた元気都市高松を目指してまいりたいと考えておりまして、まずは、本年9月26日の高松市と塩江町、また、来年1月10日の高松市と香川町、国分寺町、香南町、庵治町との合併が円滑に実現できるよう、この合併協議会において協議を進めてまいりたいと存じておりますので、今後とも、委員の皆様方の格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願います。（拍手）

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、副会長のあいさつに移ります。

まず、中井塩江町長よりごあいさつを申し上げます。

中井副会長 どうもおはようございます。塩江町の中井でございます。御指名でございますので、私の方からも本日の合同会議に際しまして、一言ごあいさつなり、御礼を申し上げたいと思います。

ただいま増田市長さんの方からおっしゃられましたように、合併の枠組みが決定し、このように、五つの合併協議会で合同の協議会が開催できますことを、大変意義のあるものと思っておりますのでございます。これも各合併協議会委員の皆様方の多大な御支援と御協力があったものと、ひとえに感謝をいたしておるところでございます。

さて、塩江町におきましては、本年9月26日に高松市と合併をいたしますが、塩江町地域の住民のみならず、本日、御出席の各町の住民の皆さん方に喜んでいただける合併になりますよう、積極的に取り組んでいきたいと存じておるところでございます。

今後とも、皆様方の御支援と御協力をよろしくお願いを申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。本当にきょうはありがとうございます。（拍手）

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、岡香川町長よりごあいさつを申し上げます。

岡副会長 皆さん、おはようございます。香川町の岡でございます。本日の合併協議会

第1回合同会議に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどの御説明にもありましたように、合併関係議案の議決をいただきまして、県知事に廃置分合の申請を行い、合併の枠組みが決定されたことによりまして、本日の合同会議を迎えることができましたこと、ここに至るまでの経過を振り返りつつ、本日の会議に臨んだわけでございますが、改めまして、皆様方に感謝申し上げますとともに、五つの合併協議会が合同で会議を持つということは、まことに意義深いものであると思います。

こうした中、合併の期日は日々迫っているわけですが、合併時までには調整を要する事項の協議につきまして、私は、住民サービスの低下を招かない調整結果となるよう、強く考えている次第でございます。

特に、支所となる旧町役場につきましては、3月4日に調印しました合併協定書にあるとおり、「合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までには調整する。」ということ念頭に置きまして、これまでの合併協議の経緯、先進地の事例などを踏まえまして、地域密着型の行政機能は支所に存続させ、総合的なサービスを提供するための適正な職員配置を図りまして、業務執行の専決権限を持たせた事務決裁規程などを設けるなど、合併時において、住民サービスに急激な変化を来さない支所とすることが行政の責務であると考えるのは、皆様同じではないかと思えます。

来年1月10日の合併を目指し、新市への円滑な移行を果たすために、さらに、万全の準備を進め、住民の皆様方の期待にこたえ、未来から現在を振り返り、合併してよかったと言っただけのような合併にしたいと念願してやまない次第でございます。

高松市の皆様を初め、4町の皆様方には、今後とも、どうかよろしく御高配を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、私のごあいさつといたします。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、福井国分寺町長よりごあいさつを申し上げます。

福井副会長 皆さん、おはようございます。国分寺町の福井でございます。本日の合併協議会の合同会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

既に御承知のとおり、3月4日に合同での調印式、それから3月31日に香川県知事への申請がなされたことは、もう御承知のとおりであります。

年度がかわりまして、17年度になりましてから、行政制度あるいは事務事業等の約3

0項目ほどにわたっての合併時まで調整するといった案件につきまして、現在、担当者が精力的にその作業を進めておるところであります。

いずれにいたしましても、その調整内容につきましては、幹事会あるいは各町での議会での検討の後、この協議会で明らかにされるというふうに考えておるところであります。行財政改革の必要性、これはもう急務でありますけれども、また行政組織体制の整備等も同様のこととなっております。私どもといたしましては、住民サービスといったものがおざなりになりはしないか、あるいは極端に悪くなるのではないか、関係する町の住民にとっては、大変関心のあるところではないかというように思います。

それぞれの町も40年あるいは50年の長い時間をかけまして、今日の地域のすばらしい姿をつくり上げてきた経緯があります。今回の合併について、それぞれの町でも賛否両論、激しい議論をしてまいったところでもありますけれども、いずれの住民にとりましても、急激な住民サービスの低下あるいは変化は、だれもが望んでいないと言っても過言でないというように思います。今後、明らかになります、支所の組織あるいは機能、福祉あるいは教育、生活環境の整備、社会資本の整備等について、こういったものについても、編入する高松市にとって、私ども住民の思いを十分お酌み取りをいただき、私どもの主張を真摯に受けとめていただきながら、誠意を持って協議を行っていただきたい。そして、調整項目の合意が円満に図られるよう、特段の配慮をお願いいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、辻香南町長よりごあいさつを申し上げます。

辻副会長 皆さん、おはようございます。香南町の辻でございます。合同合併協議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月の定例議会において、それぞれの市町で、合併関連議案が可決されて、3月31日には県知事の方へ申請書を出しました。その結果、きょう、こういった形で1市5町合同の合併協議会が行われる。大変うれしく思っております。心から感謝申し上げます。

今後におきましては、時間に限りはございますけれども、関係市町が一致協力して、全力を挙げて合併の準備、調整作業に取り組むことと思います。特に、高松市、我々を受け入れていただく高松市にとりましては、やはりそれぞれの各町が痛みとあらゆる悩みを持ちながら判断をしたことと思いますけれども、そういったことに対して受け入れ側の思いやり、そういったことは、ぜひ、いただきたいと思っております。

また、私どももそうですが、合併に際して、住民に対してサービスが低下しない、これは基本ですが、合併までにしなければならないこと、特に先進地の状況、これについては私どもの町もいろいろ研究もさせていただいて、合併を進めていきたい、そう願っております。

まずは、どの町も同じだと思いますけども、高松市と合併してよかった、これはもう基本だと思います。また、高松市が四国の州都にふさわしい、風格のある都市になれる、そういったことに対して、私どもも全力を挙げて御協力していく、そしてすばらしい高松市になっていただく、そういうことで臨んでいきたい、そう思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも格別の御協力と御指導をくださいますようお願い申し上げます。本日の開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。また、今後ともよろしく願います。（拍手）

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、梶河庵治町長よりごあいさつを申し上げます。

梶河副会長 おはようございます。庵治町の梶河でございます。

庵治町は、一番最後に協議会の仲間に入れていただいたわけですが、皆さん方の御指導よろしきを得て、いろいろなことございましたけれども、きょうのこの日を迎えられるということで、皆様方に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

時代の要請というのは合併である。地方分権というのも、そのような中で、地方がそれぞれ責任を持って行政を進める。負担も公平に、またサービスもできるだけ公平にというのが今の要請であろうかというふうに思います。そういうことから、新しく大きくなります高松市、新高松市がそのような要請にこたえて、地域住民にとってすばらしい地域になりますように御期待を申し上げ、また、私ども庵治町も、その構成員の一人として頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後とも、どうぞよろしく御指導、御鞭撻をお願いしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。（拍手）

事務局長 ありがとうございます。

次に、合併協議会委員の異動について御報告いたします。

会議次第の次にございます合併協議会委員等名簿をごらん願います。

市町ごとに委員名簿を作成しておりますが、このたび、市町議会の人事によりまして、一部、委員に異動がございました。新しく委員に就任された方は、名簿の備考欄に 印をつけておりますが、本日は、まことに勝手ではありますが、名簿記載をもちまして新委員

の紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、各合併協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長に当たることとなっておりますので、これから後の議事進行は、増田会長をお願いいたします。

増田会長、よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、規約に基づき議長を務めさせていただきますので、皆様方の御協力よろしくお願いいたします。

会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） まず、会議次第の3 会議録署名委員の指名でございますが、各合併協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、高松市の三笠輝彦委員さん、塩江町の黒川 恵委員さん、香川町の御厩武史委員さん、国分寺町の宮崎 直委員さん、香南町の赤松千壽委員さん、庵治町の新上隆司委員さんの6名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の4 議事に入ります。

会議次第4 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1) 報告事項のア高松地域合併協議会ホームページの開設についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

第1回合同会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、内容の説明の前に、今回の資料の記載方法につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

本日、会議を合同で開催いたしておりますが、基本的には1市1町の合併協議会でございますことから、個々の協議会ごとに報告なり、議案を提出することになります。今回の協議会から、合同で開催いたしますので、資料1ページのホームページの開設のように、各協議会とも同一内容の項目につきましては、一括して提案をさせていただいております。

なお、報告番号、議案番号につきましては、各合併協議会ごとに従来から引き続いた番

号を付しているものでございます。

それでは、ホームページの開設について御説明をいたします。

このたび、各合併協議会のホームページを統合いたしまして、高松地域合併協議会ホームページとして開設いたしましたので、御報告するものでございます。

2ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の開設の趣旨でございますが、これまで個別に開設、運用しておりました五つの合併協議会のホームページを、合併の枠組みが決定いたしましたことから、高松地域合併協議会のホームページとして統合して開設し、合併協議に関する情報をよりわかりやすい形で掲載することによりまして、住民の合併に対する理解を深め、もって合併協議の円滑な推進を期することを開設の趣旨といたしております。

次に、2の開設日でございますが、先月、5月26日に開設をいたしております。

次に、3の主な内容でございますが、五つの合併協議会のこれまでのホームページ、市町のプロフィール、これまでの経緯、協議会の開催状況、会議録、会議資料、協議会だより、協定項目の協議結果、建設計画等を掲載するものでございます。

次に、4の情報の更新につきましては、随時更新することとし、会議資料につきましては、これまでと同様に、会議終了後に速やかに掲載することといたしております。

5としまして、ホームページのアドレスを記載をいたしております。

なお、本日は、ホームページの先頭画面を資料として添付いたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （2）議案事項

議長（増田会長） ないようでございますので、次に（2）の議案事項に移らせていただきます。

まず、アの平成16年度合併協議会決算についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、会議資料3ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度の合併協議会決算でございますが、この決算につきましては、協議会ごとに個別に議案を掲載をいたしております。

まず、議案第18号平成16年度高松市・塩江町合併協議会決算についてでございますが、合併協議会の財務規程の規定に基づきまして、協議会の平成16年度決算について、監査委員の監査結果報告を付して、認定を求めるものでございます。

次の4ページをごらんいただきたいと存じます。

高松市・塩江町合併協議会の歳入歳出決算書でございます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

歳入の第1款負担金の市町負担金、第3款県支出金の県補助金、第4款繰越金の繰越金、第5款諸収入の預金利子の収入の状況は、資料に記載のとおりでございます。歳入の合計額は、予算現額3,219万円に対しまして、2,399万7,320円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第1款運営費の会議費と事務費、第2款事業費の事業推進費並びに第3款予備費の支出の状況は、それぞれ資料に記載のとおりでございます。歳出の合計額は、予算現額が3,219万円に対しまして、1,386万7,175円となるものでございます。

不用額の主なものといたしましては、事務費におきまして、職員の時間外勤務手当が当初予定を下回ったことによります職員手当等の執行残及び車の借上料など、使用料及び賃借料の執行残、また、事業推進費におきましては、合併協議会だよりの発行回数、契約単価の減などによりまして、運搬料と作成委託料等が減少したことによる役務費と委託料の執行残、また、負担金補助及び交付金におきまして、合併協議会事務局へ派遣される県の職員数が当初予定を下回ったことによる県職員派遣給与費負担金の執行残などがございます。

なお、一番下の欄外に印で記載しておりますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、1,013万145円につきましては、平成17年度に繰り越しさせていただくことといたしております。

なお、次の5ページからは、参考資料といたしまして、平成16年度の合併協議会の事業の実施状況を記載しておりますが、本日は、時間の都合もございまして、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、7ページでございますが、去る6月1日に合併協議会の監査委員による監

査を受けておりますので、その監査結果報告書をつけて御報告するものでございます。

以上で、高松市・塩江町合併協議会決算についての説明を終わります。

続きまして、資料8ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度高松市・香川町合併協議会決算でございます。

次の9ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、第1款の負担金、第3款県支出金、第4款繰越金、第5款諸収入のそれぞれの収入の状況は、資料に記載のとおりでございます。歳入の合計額は、予算現額が3,791万4,000円に對しまして、3,074万9,747円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第1款運営費の会議費と事務費、第2款事業費の事業推進費並びに第3款予備費のそれぞれの支出の状況は、資料に記載のとおりでございます。歳出の合計額は、予算現額が3,791万4,000円に對しまして、2,217万2,932円となっております。

不用額の内容につきましては、先ほどの高松市・塩江町合併協議会とほぼ同じ内容でございますので、恐れ入りますが、説明は省略をさせていただきます。

なお、欄外にございますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、857万6,815円につきましては、平成17年度に繰り越しをさせていただくことといたしております。

なお、次の10ページから11ページにかけましては、16年度の事業の実施状況を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、12ページでございますが、6月2日に監査委員による監査を受けておりますので、その監査結果報告書をつけて御報告するものでございます。

以上が、高松市・香川町合併協議会決算でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

13ページは、平成16年度の高松市・国分寺町合併協議会決算でございます。

次の14ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、第1款負担金、第3款県支出金、第4款繰越金、第5款諸収入のそれぞれの収入の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。歳入の合計額は、予算現額が3,506万3,000円に對しまして、2,879万1,119円となるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、第1款運営費の会議費と事務費、第2款事業費の事業推進費並びに第3款予備費の支出の状況は、資料に記載のとおりでございます。歳出の合計額は、予算現額3,506万3,000円に對しまして、2,095万6,953円となっております。

不用額の内容につきましては、先ほどの二つの合併協議会とほぼ同じ内容でございますので、恐れ入りますが、説明は省略させていただきます。

なお、欄外にございますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、783万4,166円につきましては、平成17年度に繰り越しをいたしております。

次の15ページから16ページには、同様に16年度の事業の実施状況を記載いたしております。

次に、17ページでございますが、6月1日に監査委員による監査を受けておりますので、その監査結果報告書をつけているものでございます。

以上が、高松市・国分寺町合併協議会決算でございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年度高松市・香南町合併協議会決算についてでございます。

次の19ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、歳入の第1款負担金、第3款県支出金、第4款繰越金、第5款諸収入のそれぞれの収入の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。歳入合計額は、予算現額3,407万5,000円に對しまして、2,341万9,833円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第1款運営費の会議費と事務費、第2款事業費の事業推進費並びに第3款予備費の支出の状況は、資料に記載のとおりでございます。歳出合計額は、予算現額3,407万5,000円に對しまして、1,789万780円となっております。

なお、不用額の内容につきましては、他の合併協議会とほぼ同様でございますことから、説明は省略させていただきます。

また、欄外に 印で記載しておりますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、552万9,053円につきましては、平成17年度に繰り越しをさせていただくことといたしております。

また、次の20ページから21ページには、平成16年度の事業の実施状況を記載して

おります。

次に、その後の22ページでございますが、6月1日に合併協議会の監査委員による監査を受けておりますので、その監査結果報告書をつけているものでございます。

以上が、平成16年度の高松市・香南町合併協議会決算についての説明でございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

23ページは、平成16年度の高松市・庵治町合併協議会決算でございます。

次の24ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、歳入の第1款負担金、第3款県支出金、第5款諸収入の収入の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。歳入合計額は、予算現額が2,840万1,000円に対しまして、2,052万3,144円となるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、第1款運営費の会議費、事務費、第2款事業費の事業推進費、第3款予備費の支出の状況は、資料に記載のとおりでございます。歳出合計額は、予算現額2,840万1,000円に対しまして、1,644万6,889円となっております。

なお、不用額の内容につきましては、他の合併協議会とほぼ同じでございますことから、説明は省略させていただきます。

また、欄外に記載しておりますように、歳入総額から歳出総額を差し引いた額、407万6,255円につきましては、平成17年度に繰り越しをさせていただくことといたしております。

また、次の25ページから26ページにかけては、平成16年度の事業の実施状況を記載いたしております。

次の27ページでございますが、6月2日に監査委員による監査を受けておりますので、その監査結果報告書をつけているものでございます。

以上が、平成16年度の高松市・庵治町合併協議会決算についての説明でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成16年度の各合併協議会決算についての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました各合併協議会の平成16年度決算につきましては、それぞれの協議会の監査委員による監査をいただいております。

それでは、各合併協議会の監査委員を代表して、すべての協議会の監査委員であります

北原和夫高松市代表監査委員さんから監査結果報告をお願いいたします。

監査委員（北原） 高松市の北原でございます。

五つの合併協議会の監査委員を代表いたしまして、私から監査の結果を御報告申し上げます。

各合併協議会の財務規程第8条第1項の規定に基づき、去る6月1日及び2日の両日、高松市役所におきまして、平成16年度の各合併協議会の会計決算の監査を行いました。

まず、6月1日には、高松市・塩江町合併協議会について、塩江町の堀川監査委員さんと、次に高松市・国分寺町合併協議会については、国分寺町の藤本代表監査委員さんと、さらに高松市・香南町合併協議会については、香南町の瀧本代表監査委員さんと、また、翌6月2日には、高松市・香川町合併協議会について、香川町の川西代表監査委員さんと、引き続き、高松市・庵治町合併協議会については、庵治町の中村代表監査委員さんと共に、それぞれ会計決算について監査を行いました。

各合併協議会の関係諸帳簿及び証拠書類を審査いたしましたところ、いずれも決算書に記載のとおり、適正に処理されていることを認めましたので、合併協議会規約第15条第2項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ただいま報告のありました各合併協議会平成16年度決算につきまして、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、平成16年度各合併協議会決算につきましては、これを認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。

御異議がございませんので、平成16年度各合併協議会決算については、認定することに決定いたしました。

次に、イの平成17年度合併協議会事業計画について及びウの平成17年度各合併協議会予算についての2件、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、会議資料の28ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度の合併協議会事業計画についてでございますが、事業計画につきましては、合併の枠組みが決定したことを踏まえ、合併に向けて地域の一体感の醸成を図るとともに、意識啓発を図るための共同事業や共通の事業が大半でございますことから、各合併協議会、同一の事業計画といたしております。

次の29ページをごらんいただきたいと存じます。

事業計画でございますが、まず第1は、行政制度等の調整でございます。

合併協議会におきまして、「合併時までに調整する」あるいは「両市町の長が別に協議して定める」として確認をされました合併協定項目について、部会、幹事会で調整を行い、協議が調ったものから、順次、この協議会に報告するというものでございます。

2点目は、情報の提供でございます。

まず、(1)は高松地域合併協議会だより、仮称でございますが、これの発行でございます。

これまで合併協議会だよりにつきましては、協議会ごとに発行いたしておりましたが、合併の全体像を総括的に広報し、住民の合併に対する理解をより深めるとともに、地域の一体感の醸成を図るため、合併協議会だよりを統合し、「高松地域合併協議会だより(仮称)」として発行しようとするものでございます。

なお、発行回数につきましては、平成18年1月の合併時までに3回程度を予定いたしております。

資料にございますように、創刊号につきましては、9月上旬、第2号につきましては、11月上旬、第3号につきましては、1月上旬に発行の予定でございますが、掲載内容につきましては、現時点では県知事への合併の申請や合併に係る総務大臣の告示などの合併の手続等、また、合同会議の概要、1市5町の公共施設やイベントの紹介、合併後の行政機構図と所掌事務、合併関連イベントの案内等を想定をいたしております。

次に、(2)の高松地域合併協議会ホームページの開設、運営でございますが、内容等につきましては、先ほどの報告事項で御説明いたしましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、(3)のくらしのガイドブック仮称の発行についてでございますが、合併に伴い、必要な各種の手続や市役所、支所の受付窓口、業務内容等を広く住民の方に周知するため、合併関係町の全世帯などに配布するものでございます。

次に、3点目は、啓発・交流事業の実施でございます。

まず、(1)の懸垂幕、看板の設置等でございますが、住民の合併に向けた機運を高めるため、市役所本庁舎と各町役場に懸垂幕、看板の設置等を行うものでございます。

次に、(2)の1市5町スタンプラリー、仮称でございますが、この実施についてでございますが、住民の意識啓発と地域の一体感の醸成を図るため、合併関係市町の住民参加による交流事業として実施するものでございます。

実施時期につきましては、現時点では、8月上旬から9月の下旬までの約2カ月間を想定いたしております。実施内容といたしましては、1市5町の公共施設などをチェックポイントとして設定し、その実施期間内に1市5町の住民がチェックポイントを相互に訪問し、地域間の交流を図ろうとするものでございます。

なお、この1市5町スタンプラリーにつきましては、実施要領が決まり次第、市町の広報紙やホームページなどで周知をしてみたいと考えております。

次に、4点目といたしまして、協議会、幹事会等の開催でございます。

平成17年度におきましては、協議会、幹事会を合同で開催するとともに、部会での調整につきましても、適宜、合同で開催することといたしております。

なお、合併協議会につきましては、現時点では9月26日の高松市と塩江町との合併までに、本日の会議を含めまして2回、1月10日の4町との合併までに1回の、合計で3回程度の開催を予定いたしております。

次に、5点目は、その他必要な合併に関する調査研究でございます。合併に関して必要な調査研究を引き続き実施してまいりますのでございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページには、参考といたしまして、合併までのスケジュールとして、ただいま御説明いたしました、平成17年度の事業計画の内容を時系列で整理したものを、資料として掲載いたしております。逐一の御説明は省略させていただきますが、後ほどごらんいただければと存じます。

以上が、平成17年度の事業計画でございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度の合併協議会予算について御説明いたします。

合併協議会ごとに御説明を申し上げます。

まず初めに、議案番号で言いますと第20号になりますが、平成17年度の高松市と塩

江町との合併協議会予算について御説明申し上げます。

次の33ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,356万2,000円と定めるものでございます。

なお、歳入歳出予算の、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の34ページの第1表歳入歳出予算のとおりでございます。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の内訳について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。負担金でございますが、市町の負担割合に基づき、ごらんのように市町負担金を計上いたしております。

次に、県補助金といたしまして、171万5,000円を見込んでおります。

次に、繰越金につきましては、先ほど決算で御説明いたしましたように、1,013万円を計上させていただいております。

次に、諸収入につきましては、2,000円を見込み、計上いたしております。

以上が、歳入予算の内訳でございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出予算の内訳について、御説明申し上げます。

まず、会議費の36万円でございますが、内訳といたしましては、協議会委員等の報酬、費用弁償、会議録作成の委託料などがございます。

続きまして、事務費136万円でございますが、これは臨時職員に係る経費、事務局職員の時間外手当等でございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

事業推進費でございますが、171万円を計上いたしております。その内訳といたしましては、先ほど事業計画で申し上げました1市5町のスタンプラリーに係る経費、合併協議会だよりの発行に伴う経費、ホームページの管理運営委託料、懸垂幕等の作成委託料、くらしのガイドブックの作成委託料などがございます。

なお、これらの歳出予算の経費のうち、各合併協議会が共同で行う事業に係る経費や、共通する経費につきましては、その内容によりまして各合併協議会で案分して、それぞれ予算措置しているものでございます。

なお、予備費といたしまして、1,013万2,000円を計上いたしております。

以上が、歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は、1,356万2,000円となるものでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度の高松市・香川町合併協議会予算について御説明申し上げます。

次の39ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度の合併協議会の予算につきましては、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,840万8,000円と定めるものでございます。

次に、41ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の内訳のうち、まず、歳入でございますが、市町負担金、県補助金、繰越金、諸収入として、それぞれ資料に記載のとおり予算計上させていただいております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出予算でございますが、会議費、事務費、次の43ページに参りまして、事業推進費、予備費として、それぞれ資料に記載のとおり計上いたしております。

なお、内容につきましては、先ほどの高松市・塩江町合併協議会とほぼ同様でございますので、恐れ入りますが、逐一の説明は省略をさせていただきます。

以上が、歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額が、1,840万8,000円となるものでございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度高松市・国分寺町合併協議会予算について御説明いたします。

次の45ページをごらんいただきたいと存じます。

平成17年度の合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,759万6,000円と定めるものでございます。

次に、47ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の内訳のうち、まず、歳入でございますが、市町負担金、県補助金、繰越金、諸収入といたしまして、それぞれ資料に記載のとおり予算計上させていただいております。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出予算でございますが、会議費、事務費、次の49ページに参りまして、事業推進費、予備費といたしまして、それぞれ資料に記載のとおり計上をいたしております。

なお、内容につきましては、先ほどの合併協議会と同様でございますので、逐一の説明

は省略をさせていただきます。

以上が、歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額は、1,759万6,000円となるものでございます。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと思います。

平成17年度高松市・香南町合併協議会予算について御説明申し上げます。

次の51ページをごらんいただきたいと思います。

平成17年度の合併協議会予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,511万1,000円と定めるものでございます。

続きまして、53ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算のうち、まず、歳入でございますが、市町負担金、県補助金、繰越金、諸収入といたしまして、それぞれ資料に記載のとおり計上いたしております。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思います。

歳出予算でございますが、会議費、事務費、次の55ページに参りまして、事業推進費、予備費といたしまして、それぞれ資料に記載のとおり計上をいたしております。

内容につきましては、他の合併協議会と同様でございますことから、逐一の説明は省略をさせていただきます。

以上が、歳出予算の内訳でございます。歳入歳出予算の総額が、1,511万1,000円となるものでございます。

続きまして、56ページをごらんいただきたいと思います。

平成17年度の高松市・庵治町合併協議会予算について御説明申し上げます。

次の57ページをごらんいただきたいと思います。

合併協議会の予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,361万8,000円と定めるものでございます。

次に、59ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算の内訳のうち、まず、歳入でございますが、市町負担金、県補助金、繰越金、諸収入といたしまして、それぞれ資料に記載のとおり計上いたしております。

次に、60ページをごらんいただきたいと思います。

歳出予算でございますが、会議費、事務費、次の61ページに参りまして、事業推進費、予備費といたしまして、それぞれ資料に記載のとおり計上をいたしております。

なお、内容につきましては、他の合併協議会と同様でございますことから、説明は省略

させていただきます。

以上が、歳出予算の内訳でございますが、歳入歳出予算の総額は、1,361万8,000円となるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、平成17年度の各合併協議会の事業計画及び予算についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました平成17年度合併協議会事業計画並びに平成17年度各合併協議会予算について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市学経委員の鎌田でございます。

大変よくできた予算案で、事業計画を理解いたしました。一足先の塩江町さんの予算が全体的に小ぶりであることは理解できますが、例えば、この歳出の方の13の委託料ですね、これはもう他のあれと全く同じ内容、協議会日より、くらしのガイドブック、懸垂幕、ホームページ、これがほかの4町さんはすべて500万円レベルなのに、塩江町さんは150万円レベルということは、もうかなり先行して事業が進んでいるのか、それとももう済んだことだから、塩江町さんは少しでいいやということなのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま御指摘いただきました事業については、先ほど説明の中で申し上げましたように、五つの合併協議会で共同で実施をするというような事業でございますので、それぞれに分担して負担をしてもらうということにいたしておりますので、全部の協議会で、それぞれ予算を計上しておるということでございます。

したがって、個々の事業を、例えば高松市と塩江町の合併協議会だけが先行して行うということは、この今の説明の中ではないものというふうに理解をいたしております。

ただ、個別の細かいところになりまして、9月26日以降であれば、当然、四つの合併協議会での対応ということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

白井委員 国分寺町の委員の白井でございます。

ちょっと28ページでただしたいと思うんですが、平成17年度合併協議会事業計画についてというのは、この合併協議会の事業計画ってというのは、一体、主体性はどこにあるのかと。

例えば、今、ちょっと事務局のお話では、共同でとかというお話がございましたが、そうすると共同事業計画というならわかるんですけど。

例えば、それを続けていきますと、29ページ行きますと、1番に、行政制度等の調整という中に、「合併時までに調整する」または「両市町の長が別に協議して定める」として確認した行政制度等の調整を行う。」と。初めの調整と後の調整ってというのはどういうことなのかと。合同とか、共同で事業計画を立てるならばよくわかるんですけど、ちょっとこここのところ、きょうの合同会議そのものに対してもちょっと疑問があるんですが、合同なら合同の事業計画とか、予算はもう別々にして、事業計画は合同でやる。ところが、共同とか、合同は書いてなくて、一つ一つあって、そしてその調整を行うと。

したがって、30ページの4番見ますと、協議会、幹事会等の開催はすべて、適宜、合同で開催すると。

事業計画に、まず、すべて合同、合同という言葉あるんですが、題名にはありません。平成17年度合併協議会事業計画についてというあれでございます。ここんところに合同ってというのが要らないのか、共同ってというのが要らないのか、こういう会でいけるのかという点を、ちょっと素朴な疑問ですけども、感じますので、お答えいただきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

まず、今回の合同会議と個別の合併協議会の取扱いにつきましては、冒頭に私の方で説明をいたしましたことですが、それぞれの合併協議会の、それぞれの会議という位置づけのもとで、それを一緒に行う。合同での会議を行うということでございます。

したがって、ただいま御指摘いただきました28ページにも、表題としては全体の統一的な表題にいたしておりまして、それぞれの合併協議会事業計画についてということで、その下に議案第19号、議案第18号、議案第14号というように、それぞれの合併協議会ごとに位置づけをしておるということでございます。

御指摘の点、わからないことはないんですが、これから、合併の枠組みが決まって、合併までの対応については、ばらばらに行うということはほとんどないというようなことで

ございまして、合併の時期が違うことによって対応が変わるということは当然ありますけれども、内容については、一緒にやるというのが考え方でございまして、これについて、昨年までの各合併協議会の会議の中で、機会あるごとに五つの合併協議会の合同会議をすべきではないかというような御意見が段々に出されておりましたところございまして、そういうようなことも含めまして、今回、市町で協議をいたしました結果、合同会議という位置づけのもとで御理解をいただいたところでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにございせんか。

特にほかにないようございましてら……、はい、どうぞ。

宮崎委員 済みません。国分寺の宮崎です。

まず、この規約の中で、本来なら1市1町で規約を定めて協議をするようになっておる。これが合同というようになると、それでいいのかどうか。規約も何もなし。きょうの会が一体何なのかというのが後ろの白井先生のお話であると思うんです。きちっとしたものを、やはり、明確に何かのものをもって、取り決めを決めてからやっていただきたいなと思っております。

それと、今回の予算づけなんですけど、すべての町で予備費が非常に多いんですね。この説明は、なぜこんなに多くの予備費を置くのか。もう少し説明していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 2点について事務局からお答えいたします。

事務局長 まず、位置づけの問題でございますが、これにつきましては、合同の合併協議会という組織をつくるということではございません。あくまでも、ただいま御指摘いただきましたように、個別の合併協議会、これは法律に基づいて、それぞれの議会で議決をいただいた組織、法的組織でございますので、これについては変わることはない、変えることはできないということでございますので、それをそのまま位置づけをした上で会議を一緒にする。それを合同会議でやるということございまして、これまで市町で協議いたしました結果、そのような取扱いということでお願いをしているわけでございます。

それから、2点目の予算における予備費の関係でございますが、これにつきましては、基本的には前年度からの繰越金をそこへ位置づけておるということでございます。じゃあ、なぜその繰越金が多いのかかわらず、それを予備費という形で位置づけるのかということでございますが、御承知のとおり、合併協議は年度をまたがる継続的な協議でありま

して、円滑な事務の執行を確保するためには、残額については、繰り越しをしていくことが必要であると。

それから、合併協議自体が、やはり、これまでの合併を申請するまでの協議というのは非常に予定が立てにくい。御承知のとおり、4町の合併申請については、3月31日という状況でございますので、次年度、今年度の平成17年度の予算を計画を立てるときに、各市町の負担金を予算計上してもらおうこととなります。それは、市町の3月の議会で予算計上してもらいます。それは予算的には2月には確定をしておくということになりますと、その時点では、見通しがはっきりしない状況であるということで、繰越金、残余がどの程度になるかというのが非常に不透明な状況の中で、次年度の予算編成をしなければならぬ。しかしながら、経費的にたくさんあるからといってそれを全部使い切るということはおかしいわけございまして、できる限りむだを省いて経費を削減する中で効果的な事業を実施する必要があるというようなことで、今回、繰越金については予備費として位置づけた上で、最終的に全部すべて清算をしていくというような考え方でおります。その点、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

黒川委員 塩江町の黒川でございますけれども、先ほど事務局の方から合併の枠組みが決まったから、これから合同会議ですというお話でございましたけれども、御案内のように、塩江町は昨年12月に調印式をし、今までに半年間経過をしております。その中で、この調整の中で、合併時まで調整をするという案件につきまして、どういうふうに事務局が考えておられるのか。今まで私どもの幹事会等でどういうふうな協議がなされたのか、御報告をお願いしたいと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、私が感じるのは、やはり、この9月26日までに調整はできなかったとなると、どういうふうな方策をせられるのか。私はこの点、非常に危惧するものでございまして、いずれにいたしましても、塩江町は3カ月という、もうあと3カ月ありませんので、塩江町は塩江町独自として精力的に、やはり調整をしていただきたい。そして、できれば、近いうちにそのプランと申しますか、調整をいつまでに、このことについてはするんだというような計画あたりを出していただくのがよいのではないかと、こういうふうに思っております。

それともう一つ、6月3日の四国新聞でございますけれども、この、先ほどもおっしゃ

いましたけど、合併協議会はきょうを含めて3回、合同の協議会、それが8月の末と11月というお話でございますけれども、私たち塩江町としては、それは当然どういう方法でするのかわかりませんが、意味をなさないのではなからうかと、こういうふうにするわけでございますけれども、その点について明確な御返事をいただきたい。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 第1点目の未調整事項ですね、合併時までに調整すると確認されている事項についての調整状況ということでございますが、これについては、この後で協議することになっておりまして、そこで説明をする予定にしておるわけでございますが、基本的な考え方だけ申し上げておきたいと思えます。

申しわけないんですけれども、現時点で全体の中で数が少ない項目しか調整が終わっていないということについては残念に思っております。これまでも各部会に精力的に調整をするよう要請をしてきたわけでございますけれども、現実として、今回、御報告している7件というようなことになっております。

その中で、塩江町との調整項目については、基本的に9月26日までに終了させる必要があるというふうに認識をいたしております。ただその中で、特に合併後になっても支障が生じないものとか、あるいは時期的な事情等によって合併後でなければ調整できないものについては、合併時までに調整が終了することができない場合もございます。

また、他の町との調整との整合性を図るため、やむを得ず時期がずれるものも想定されますが、基本的には先ほど申し上げましたように、できる限り早く調整を終わらせたいというふうに思っております。

なお、塩江町に係る合併時までに調整する等の項目については、28項目ほどございます。

それから、第2点の会議の開催が塩江町さんにおかれましては、3回ではなくて2回しか実質ないということでございます。その点について、全般的な説明をいたしますと、合併の申請をして、あと合併までに合併協議会をどの程度開催するかということで、いろいろ事務局で検討いたしました。その際に、中核市なり、その他のところで16市ほど先進地域の事例を調べましたところ、16市のうち、1回も開催していないところが半数の8市でございます。1回だけが4市、2回が2市というような状況でございます。ほとんど一、二回で終わっている、全くなしというのが半分ということでございます。ただ、これについては、ほかの都市の事例ということで、余りそれは参考にすべきではないというこ

と、それからこの五つの合併協議会のこれまでの協議の状況等を踏まえまして、できる限り多くの回数を設定をしたいというようなこともありまして、それから物理的な作業等も勘案いたしまして、3回というふうに設定をさせていただきました。大体2カ月半に1回というようなことで、この程度が、申しわけないんですが、事務的に考えれば限界かなというふうに思っております、塩江町さんとの合併までには、現実的には2回が限度かなということでの設定でございますので、特に御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。いかに合併までに調整するということであっても、それぞれの町が、それぞれのいろいろな持った事情があると思うんです。異なると思うんです。

そういったことがあるのに、合同でやるということにどうしても理解ができないわけなんで、やはり、1対1でもっとひざを突き合わせて、合併までの調整事項は進めなければならないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） はい、お答えします。

事務局長 段々の御意見、十分にわかるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、昨年までの合併協議会の中で機会あるごとに合同での会議をすべきでないかという御意見が出されておりました。そういう経過の中で、今回、枠組みが決定したことも踏まえまして、その趣旨を踏まえて対応したいということでございます。

なお、特定の町のみに係る調整事項等について、個別の合併協議会を開催することについては、その調整項目の内容なり、重要性などを踏まえる中で、必要性、緊急性、また開催の可能性などを検討しなければならないと考えております。

一方で、特定の町のみ該当するものであっても、合併すればすべて高松市になるという実態から考えれば、各地域の状況等について、この合併協議にかかわる者全体が承知しておく必要性もございます。そのようなことも含めまして、これらを総合的に勘案する中で判断をする必要があるものと考えております。具体の事象が生じた場合において、幹事会等で協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

なお、参考までに申し上げますと、後ほど説明する中でも資料で出ておりますけれども、全町共通の項目が13項目ございまして、1町のみに係る合併時までに調整する等の事項については、塩江町さんが6件、香川町さんが3件、国分寺町さんが6件、香南町さん

が3件、庵治町さんが5件ということで、本日の会議で、塩江町、香川町、香南町、庵治町に係るものについては、それぞれ1件を報告するというようなことになっておりまして、ごく少数の項目になるということも御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

赤松委員 失礼します。香南町の赤松です。段々お話が出ておりますが、今までにも心配をいたしておりましたことでございますけれども、合併の目的というものはお互い十分認識しているんですが、事務レベルのすり合わせ、調整というのがなかなか見えない。残されたものの量の大きさというのがおおよそ検討がづくだけに、さっきにもいろいろ危惧された御意見が出ておりますけれども、そのあたり、合併の目的というものとサービスの低下を来さないというものがどの辺で整合するのか。我々は、先進の事例に倣っているいろいろ研究しておりますが、そのあたりなかなか見えてこないところに、さきに発言なさいました国分寺や塩江の議長さんも心配しておられますけど、私も全く同感でございます。このあたりが、もう残された時間は少ないですけど、早く我々にも共に心配をさせていただけるような機会を積極的につくっていただきたい、こんなお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかにございますか。

特にないようでしたら、平成17年度合併協議会事業計画及び予算につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようですので、平成17年度合併協議会事業計画及び予算については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 （3）合併協定項目に関する報告事項

議長（増田会長） 次に、（3）の合併協定項目に関する報告事項に移ります。

アの「合併時まで調整する」として確認された合併協定項目の調整結果について事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

まず、お手元に配付しております資料のうちで、右肩に参考資料1と書いた資料でございます。参考資料1をごらんいただきたいと存じます。

先ほど来、御意見がございましたが、御承知のように、各合併協議会におけます協定項目の協議の中で、その時点では調整がつかず、調整案あるいは対応策の中で、合併時まで調整する、または両市町の長が別に協議して定めるとして確認されました協定項目が幾つかございます。

この参考資料1は、五つの合併協議会におきまして、このように合併時まで調整する、あるいは両市町の長が別に協議して定めるとして確認をされました合併協定項目について、各合併協議会ごとに協定項目を一覧表に整理したものでございます。

例えば、次の1ページをごらんいただきますと、これは、高松市・塩江町合併協議会でございますが、この1ページの1段目でございます、協定項目番号10と書いておりますが、一般職の職員の身分の取扱いの調整案におきまして、3行目になりますが、「職員の任免、給与その他の身分の取扱いについて」、その後、表現ありますが、「その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」となっております。

また、その次の、協定項目番号で言いますと13でございますが、事務組織及び機構の取扱いの調整案におきましては、上から6行目でございますように、「新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については」、その後ありまして、「合併時まで調整する。」と、このようになっております。これらにつきましては、引き続き、各部会におきまして協議、調整を行っておりますが、協議が調ったものから、順次、この協議会に御報告すると、そのようにいたしております。

本日は、これらのうち、七つの事業につきまして協議が調いましたので、御報告をしようとするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、資料のうちで資料1、単に資料1と書いた資料をごらんいただきたいと存じます。資料1でございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと存じます。

1ページは、協定項目で言いますと、商工・観光関係事業のうち、計量検査事業でございます。

この計量検査事業につきましては、高松市では、中核市として市で実施いたしておりますが、塩江町を初め、5町では、県が同様の業務を実施しているものでございます。

それぞれの現況は資料に記載のとおりでございますが、このうち現況の3にございます、

3の検査会場につきましては、高松市では、各地区公民館等で実施いたしておりますが、塩江町では、役場、支所などの3カ所、香川町では、役場、公民館など3カ所、国分寺町では、役場1カ所、香南町では、中央公民館1カ所、また庵治町では、役場と大島青松園の2カ所で実施をしているものでございます。

各合併協議会におきます協議の中では、この計量検査事業につきましては、市の制度を適用するとともに、実施機関を県から市に移行するとしておりますが、対応策の欄の下線部分、アンダーラインを引いております、その部分にございますように、各町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとするとして確認をされたところでございます。

その後、検査会場につきまして、市町間で協議をいたしました結果、その後の太枠の調整結果の欄にございますように、いずれも従来と同様の検査会場で引き続き実施することとしたものでございます。

以上が、商工・観光関係事業の計量検査事業についての説明、調整結果でございます。続きまして、資料2ページをごらんいただきたいと存じます。

2ページからは交通関係事業でございます、2件でございます。

まず、2ページにございます交通安全活動について御説明を申し上げます。

ごらんのように、この交通安全活動につきましては、高松市・庵治町合併協議会の欄のみ記載がございます。

合併時までに調整するとして確認された項目につきましては、先ほどの計量検査事業のように、五つの合併協議会で同様の調整案、対応策となっている場合が大半でございますが、このように一つの合併協議会のみが該当する場合もございます。

この街頭交通指導でございますが、現況欄にございますように、高松市では、交通安全協力会等が実施しておりますが、庵治町では、年2回、商工会が実施しているほか、登校時におきましては、交通指導員が街頭交通指導を実施しているものでございます。

このように、両市町の現況に違いがございますが、対応策、調整案の欄の下線部分にございますように、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとするとして確認されたところでございます。

その後、協議いたしました結果、その下の太枠の調整結果の欄にございますように、「庵治町において街頭交通指導の体制を整え、関係者に対し、高松市が交通安全指導者研

修会を実施する。」としたところでございます。

以上が、調整結果でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

3ページは、市・町民交通傷害保障でございます。

交通傷害保険のこの事業につきましては、各市町とも実施いたしておりますが、高松市と各町間におきまして、その保険期間において違いがございます。

高松市の保険期間は、現況欄に記載のとおり、毎年4月1日から翌年3月31日まででございますが、各町におきましては、毎年11月1日から翌年の10月31日まででございます。対応策の欄の下線部分にございますように、結果として、調整結果を5町とも各町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとするとして確認がされたところでございます。

その後、市町間で協議いたしました結果、その下の調整結果の欄にございますように、各町が継続して加入受付する町民交通傷害保険の保険期間につきましては、塩江町が平成16年11月1日から平成17年10月31日まで、また、香川町、国分寺町、香南町、庵治町につきましては、平成17年11月1日から平成18年10月31日までとするとしてしたところでございます。

以上が、調整結果でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページは、上水道事業のうち、浄水施設の維持管理でございますが、これは、高松市・塩江町合併協議会のみ合併時まで調整するとして確認がされたものでございます。

現況欄に記載のとおり、この浄水施設の維持管理体制につきましては、高松市では、浄水場は直営で24時間交代制といたしております。

また、浄水場の点検は3時間ごとに施設点検等を実施するとともに、取水施設につきましては朝晩の見回りをし、取水量の調整等を行っておるものでございます。

一方、塩江町におきましては、浄水場は自動化され、無人運転となっております。また、浄水場、配水池等の点検は職員が半日で実施をいたしております。

協議におきましては、塩江町の浄水施設は遠隔地でございますことから、調整案といたしまして、塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図るとするとともに、対応策の下線部分にございますように、塩江町の浄水施設の維持管理については、浅野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託等による維持管理体

制について、合併時まで調整するとして確認をされたところでございます。

その後、市町間で協議いたしました結果、太枠の調整結果の欄にございますように、「浄水施設等の維持管理は浅野浄水場の担当とし、施設運転管理は外部委託とする。」としたところでございます。

以上が、調整結果でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページは、社会教育事業のうち、体育施設の管理運営でございますが、これにつきましては、高松市・香南町合併協議会のみが該当するものでございます。

両市町の現況でございますが、体育施設の管理運営につきましては、高松市では、市のスポーツ振興事業団に委託をしておりますが、香南町におきましては、体育施設のうち、町営のテニスコートについては、香南地域振興有限会社に委託をしております。

また、グラススキー場につきましては、設置主体は県でございますが、管理運営を県から委託され、町が行っているものでございます。

これらの現況を踏まえまして、合併協議会における協議におきましては、対応策の欄の下線部分にございますように、町営テニスコート及びグラススキー場の管理運営方法については、合併時まで調整するとして確認がされたところでございます。

その後の協議に基づく調整結果でございますが、その下の欄にございますように、「町営テニスコートの管理運営については、現在の委託先である香南地域振興有限会社との協議が調い、平成17年10月1日から町の直営となることから、高松市の制度に統一する。グラススキー場については、所有者である香川県との協議が調い、平成17年11月1日から管理運営を香川県へ返還する。」としたところでございます。

以上が、調整結果でございます。

続きまして、資料6ページをごらんいただきたいと存じます。

文化振興事業のうち、歴史資料館の運営事業でございますが、これは、高松市・国分寺町合併協議会と高松市・香南町合併協議会、二つの合併協議会が該当するものでございます。

資料に記載のとおり、高松市には高松市歴史資料館、国分寺町には讃岐国分寺跡資料館、香南町には香南町歴史民俗郷土館が設置をされておきまして、それぞれ市町で管理運営を行っておりますが、減免措置あるいは観覧料等におきまして、市町間で差異がございます。

まず、国分寺町の讃岐国分寺跡資料館でございますが、国分寺町では、倉庫作業棟内研

修室につきましては、使用料を徴収しておりますが、老人会の使用については減免措置を講じております。

なお、高松市の歴史資料館には、倉庫作業棟内の研修室はございません。

協議会における協議の中では、対応策の欄にございますように、倉庫作業棟内の研修室の使用料については、現行の大人の料金に統一するものとし、その後の下線部分にございますように、老人会の減免措置の取扱いについては、合併時まで調整するものとするとして確認がされたところでございます。

調整結果でございますが、その後の欄にございますように、「老人会の減免措置については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、香南町の香南町歴史民俗郷土館でございますが、現況欄に記載のとおり、観覧料を徴収いたしておりません。

一方、高松市の歴史資料館では、観覧料を徴収いたしております。

合併協議の中では、調整案及び対応策の欄の下線部分にございますように、香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時まで調整するものとするとして確認がされたところでございます。

調整結果でございますが、その後の欄にございますように、香南町歴史民俗郷土館の「観覧料等については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が、調整結果でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

最後は、高松市・香川町合併協議会の協議に係るその他の事業の市・町民褒章制度でございます。

両市町の現況でございますが、両市町とも条例に基づき、郷土の誇りとして尊敬されている方に対しまして、名誉市民、名誉町民の称号を贈り、顕彰いたしておりまして、高松市の名誉市民は2名で、いずれも故人でございます。

一方、香川町の名誉町民は2名で、そのうち1名が故人でございます。

合併協議の中では、調整案及び対応策の欄にございますように、香川町の名誉町民については、香川地区の名誉町民として顕彰するものとし、その後の下線部分にございますように、待遇の内容は合併時まで調整するものとするとして確認がされております。

調整結果でございますが、その後の欄に記載のありますように、「高松市の市政功労者と同じ内容の待遇措置を講じる。」としたところでございます。

なお、上側の高松市の現況欄の中ほど、点線から下側の部分に、参考といたしまして、高松市の市政功労者の表彰制度の概要について記載をいたしておりますが、市では、市政功労の受賞者に対しまして、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けているものでございます。

以上が、調整結果でございます。

以上、まことに簡単でございますが、「合併時まで調整する」として確認されました協定項目の調整結果の説明でございます。

なお、本日、参考資料2といたしまして、お手元に配っております、参考資料の2というのがございますが、これは、五つの合併協議会のそれぞれの合併協定書の内容を一覧表に整理したものでございます。

本日、参考資料としてお手元にお配りをいたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 私、香川町議会議員をしております初瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

引き続き、参考資料2の項目に入るわけでございますけれども、先ほどもごあいさつの中で、私方の香川町の岡町長さん、国分寺の町長さんから御指摘もありましたかと思うんでございますけれども、我々町民の皆さん、5町の町民の皆さん、我々関与しとる皆さんも一番深い関心事かと思うわけでございますけれども、参考資料2の3ページ、第13号事務組織及び機構の取扱いの中で、先ほどからもちよっと話が出ておりますけれども、「合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、香川町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。」、この香川町は、各町、ほかの4町さんにも共通するかと思うんでございますけれども、これについての、いわゆる各町の支所になったときの支所機能と職員の配置等については、まだ未調整かと思うんでございますけれども、この点が一番、合併時における我々5町の関心事だと思えますんで、これ未調整といっても塩江さんはもうはや9月26日の合併で目前に迫っとる。

大体の方向性といいますが、そういうようなことをお話しいただけたら、大体こういう、

高松市では、各支所における機能や人員配置は考えておるといふようなことの御説明を、もういただいてもいい時期じゃないかと、このように思うわけでございます。

それと、先ほどもちらっと話が出ておりましたけれども、この支所における支所長さんの権限が果たしてどれぐらいまであるものかどうか、予算面におけるですね、そこらの点もきょう発表できるかどうかとは思ふんでございますけれども、御発表いただければいいかと思ひます。

私方の議会としましても、5月末から6月初めにかけて、先進地区を十分視察しておりまして、そこらの視察結果等も踏まえまして、またいろいろ協議会の席で高松市さんとも話し合いをいたしたいと、このように思っておるわけでございますので、どうぞひとつよろしく、そこらの御説明をお願いいたしたいと思ひます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 2点ほどありました。

順番逆になりますけれども、後の質問に対して、まず説明をさせていただきます。

まず、支所機能に関する調整については、本日の会議で、調整結果について報告するに至っておりません。まことに申しわけないと思っております。

ただ、この現在の状況を申し上げますと、部会におきまして、5月から6月にかけて、各町の具体的な意向を把握しております。

また、これと並行して、町の事務を引き継ぐこととなる高松市の関係部署としての合併後の組織機構に対する考え方もあわせて把握しておりまして、現在、資料を整理中というふう聞いております。

今後の流れとしては、これらの状況や考え、問題点、課題等を整理し、合併後の組織機構のあり方とあわせ、支所の組織機構の具体的な案を検討し、市町間で調整を行うこととなります。

なお、このタイムリミットにつきましては、当然、塩江町さんとの合併であります9月26日を念頭に置いて、調整をする必要がございます、職員の配置あるいは人事異動の準備作業等から考えれば、最低2カ月前までには決まっておかなければならないということが事務的に考えられますので、それにあわせて作業を進めるということになるかと考えております。

なお、この機会に、2点目と関連するんですが、支所機能全般について、改めて御理解をいただいておりますというふうには思ひます。一部誤解があるかと思ひますけれども、そ

のように考えますので説明をさせていただきます。

ただいま御指摘もありました、あるいは開会時点の副会長さんのごあいさつの中でもありましたけれども、合併協定項目の協定内容としては、四つのポイントがございます。

支所の所掌事務は、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意する。

2点目は、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、地域特性等を考慮した機能・サービスを確保する。

3点目は、住民生活に直接影響を及ぼさない事務、管理部門等の事務は、合併時に本庁部門に統合する。

4点目は、これらの事務組織、機構は、合併後の実態を踏まえながら、見直し整備を行うとしております。

これにあわせ、合併協議の中で出てきた資料によりますと、一つ目は、究極の行財政改革である合併の効果を可能な限り発揮させるため、行政組織機構、人員体制は、極力スリム化する。

2点目は、合併に係るさまざまな意向調査でも、人件費の削減、職員の削減が最大の効果として期待されている。

3点目は、一方で、住民がなれ親しんだ行政体制が急激に変化することに対し、大きな不安がある。

4点目は、以上のことを総合的に判断し、住民の日常生活に大きな支障が生じないように、合併時における激変緩和に留意する中で、合併の重要な目的である簡素で効率的、効果的な行政組織体制の確立を展望した地域行政サービス拠点の整備を行うとしております。

具体的な調整の考え方としては、高松市の現在の支所、出張所の事務処理体制、支所であれば正規職員7人、出張所であれば3人から4人ですが、そういうことについては、今回の合併時については、直ちには考慮しないこととし、特例的に全町に支所を置くという考え方でございます。

2点目は、支所、出張所の統廃合を含めた地域行政組織のあり方については、中・長期的な検討課題である。

3点目は、市役所本庁部門と重複する管理部門の事務は、合併時に本庁部門に統合する。

4点目は、公の施設などの出先施設については、基本的には現行どおりとなります。

5点目は、この組織体制については、合併後、段階的に見直しを行う。

6点目は、激変緩和の期間としては、3年程度とし、一定の基準により、一定数の職員

を配置する。

7点目は、合併時に本庁部門に統合する部門以外の職員数をもとに、一定の計算式による人員を上限として配置するというごさいまして、実際には、現在の検討対象者数の約4割から5割弱の人員となるものと考えます。

なお、この人員については、合併時において、特に支所において、必要とされる業務の概要、業務量等の根拠資料を必要とするということごさいまして、こういう考え方をもとに合併協議を行ってきたところごさいまして、管理部門、そのほか本庁部門に統合するもの以外の部署の中での職員あるいは組織機構をどうするかということで、本庁部門と支所部門との分担をしていくということごさいます。

なお、最後のところで御質問ありました支所長の権限については、これらの調整作業の中で、支所長の専決規程、あるいは市全体の組織機構におけるバランス、整合性等を踏まえながら検討をしまいるということになるかと思しますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 この質問を想定されとったと思うんですけども、懇切丁寧な御説明をいただき、ありがとうございます。

先ほど事務局長さんの御返答では、私ども、今までの役場が支所になって、恐らく半数程度の職員さんは残るのではないかというふうに理解もさせていただいたわけごさいますけれども、要するに、支所は住民の便宜のために市役所まで出向かないように、その機能を置いていただきたいということごさいます。

それと、先ほどのお話の中で、職員を削減するというようなことが、ちょっといわゆる、一般、会社で言うところのストラですか、というようなことがちらっと出ておりましたけれども、今、高松市さんにおきましては、1市5町が合併したときの職員の適正規模や、また削減目標を定めておられるのかどうか、また削減目標といっても公務員法がありますから、そうそうあれするわけにもいかないでしょうけれども、労組とか、そういうのと相談しながら、退職金の上積み等をして退職希望を募集するとか、そういうようなことを考えておられるのかどうか、そこらのことをちょっと御説明いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局として、高松市の状況を説明するのはどうかと思えますけれども、こ

ちらが聞いております範囲で申し上げますと、合併後あるいは合併に伴う職員の削減の考え方については、現時点では、計画としてはないというふうに聞いております。これから合併を受けて実態を把握する中で、合併前後を通じて検討をしていくということになるのかと思います。

なお、職員の削減というのは、当然、地方公務員については首を切るということではできません。当然、現在の合併後によって発生した職員数を、今後、何年間かにかけてどのような人事管理、定員管理をしていくかということの中での対応ということになります。

また、建設計画における財政計画等の中でも、その職員の削減の考え方としては、基本的には、退職者の補充をどうするか、不補充というようなことも頭に入れた上で、その中で、後の人事構成がうまくいくような形での適正な定員管理ということになるのかと思っております。

そのような中で、ただいま御指摘いただきましたように、どの程度の職員数が望ましいかということについては、これから検討されるということになるのかと理解をいたしております。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ちょっと、その高松市独自の削減計画もお尋ねになっておりましたか。

初瀬委員 いえ、それはいいです。

議長（増田会長） あ、それはいいですか。

はい、じゃ、どうぞ。

初瀬委員 この協定項目にはないんですがございますけれども、地域審議会のことについてお尋ねをいたしたいと思えます。

これから合併をしますと、各地域ごとは、もう地域審議会が非常に重要な役割を担うのではないかと、このように考えるんですがございますけれども、この地域審議会についての委員の委嘱とか、構成、その方はどのようにお考えになっておられるかどうか。その中で一つ、構成の中で、私ども視察に行った町におきましては、2町視察に行ったんですがございますけれども、公募をされとったというようなこともあったんですが、そこらはどういうふうにお考えかどうか、ちょっと会長さんのお考えを承りたいと思えます。

議長（増田会長） ちょっとその前に事務局からお答えします。

事務局長 事務局の方から説明をいたします。

地域審議会の設置及び運営等に関する検討状況でございますが、それについては、現在

ここでお示しするような整理ができておりません。

これから、これまでの合併協議会で御意見をいただいたさまざまな考え方等を踏まえて、地域審議会を円滑に運営できるような形での設置を考えていくということになります。

その中で、委員数については、合併協議の中でそれぞれ15人ということでございまして、その15人の委員をどうするかということについては、当然、市町で十分に検討していく、一定の考え方を提示した上でそうするかということになるかと考えております。

それから、公募ということも規定上は定めております。これについては、公募を必ずしななければならないということではないんですが、基本的には、できる限り公募委員も入れるということが望ましいという考え方で入れております。

なお、各町ごとの状況あるいは検討対象者の状況等を踏まえると、合併時に即、公募委員を設けることがいいのかどうかというようなことも含めて、市町で協議をしていかなければならないというふうに考えております。

具体的には、現在の合併協議にかかわっておられる方が合併後の地域審議会の中で、これまでの合併協議を踏まえて意見が出せる、あるいは発言ができるというようなことが重要かなというふうに思っておりますので、そのようなことも踏まえて市町で協議をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。御厩委員さんから。

御厩委員 失礼いたします。香川町の御厩でございます。

先ほどの初瀬委員の意見と重複いたしますけれども、特に私の方からもお願いと御要望を申し上げたい点がございまして、まず、合併してからの先ほどの話に出ました支所の職員の話でございますが、先ほど事務局の方からお聞きしましたところによりますと、四、五割程度という話でございましたが、私、思いますに、必要のない課、議会事務局でありますとか、そういう課は本庁の方へ統合されて結構やと思うんですが、住民の方が相談に来られたりした場合に、これはちょっと本庁の方で聞いてくれなわからんがというようなことばかりになっても困るわけでございます。地元のことを一番知っておるのは、やっぱり地元の職員が一番知っておるわけでございます。

ぜひとも四、五割と言わずに、その3年なら3年でも結構ですが、七、八割というぐらいの職員はぜひとも残していただきたい。これはもう、私ども香川町だけでないと思います。香南町さんも、ほかの4町さんも一緒に望みやと思います。どうかお願いしたい。

それと、次の話でございます。その3年後の話、5年から10年先の話でございますが、この出張所、また支所の扱いでございますが、先ほどの事務局からでは、支所としては7人程度、出張所としては三、四人程度、これが高松市さんの常識かもわかりませんが、ぜひとも県外のいろんな支所、出張所も勉強していただきたい。

私、思いますのは、高松市が周辺5町、牟礼町さんもいずれ来るとお思いますので、6町合わせて一回り大きくなります。面積的にも、人口的にも。ですから、その常識をもう少し頭をやわらかく考えていただいて、地区、地区の総合的な支所、南部地区、西部地区、東部地区というような形の、割り方はまた考えていただいたらいいんですが、三つでも、二つでも、四つでもいいんですが、ぜひとも今までの常識観念にとらわれた支所、出張所でなくして、一回り大きくなった州都を目指す高松市としましたら、ぜひとも、中央集権型の合併じゃなくして、地方分権型の高松市を目指していただきたいと御要望して終わります。よろしくお願ひします。

議長（増田会長） わかりました。

富田委員さんですか、はい。

富田委員 香川町の富田でございます。

私方の議長なり、あるいは初瀬委員の方からもお話がありましたように、私は、この香川町と高松市の合併協議が始まって、本格的に始まったときに、地域総合事務所を、南部3町を絡めた中での事務所を設置してもらったらどうだろうかという要望をしておりました。

今、聞きますと、その3年をめぐりにというようなことでございますけれども、それは行政改革、制度の見直し等は必要なのはわかっておりますけれども、今も議長も言いましたけれども、私、南部は、3町は、市長さんも御存じのように、人口が山間部を含めて、地形的にも、立地的にも集約しておるようなところでございます。そういったところで、特に、南部3町については、5年ぐらいについては、今の先ほど言いよりました六、七割ぐらいか、七、八割か知らんけれども、人員を配置することとあわせて、その後、5年をめぐりに、私は改革の中で、南部は南部としての一つの地域総合事務所を設置していただきたい。こんなふうに、前々から私は言っておるわけでございますけれども、考え置きをいただきたいと、こんなふうに思います。

それと、旧の支所とか、出張所と、それから編入合併していくところの、今度支所ができる場所は比較対象にすべきでない、私はこんなふうに思っております。

だから、5年ぐらいの間は、編入していく町については、急激な変化をもたらさないと
いうことが基本でございますので、十分そのあたりの配慮もいただきたい。こんなふう
に思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにありましたら。

事務局長 ちょっと事務局から。

議長（増田会長） はい。

事務局長 ちょっと誤解があるといけませんので、事務局の方から説明をさせていただきます。

4割程度というのは、申し上げましたけれども、これはその前段で申し上げましたよう
に、合併時に本庁部門に統合する対象の職員数を除いた残りのということでございませ
んで、その点御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目の総合的な支所とか、地域総合事務所のことについてでございますが、
これについては、基本的の中・長期的な課題ということになるかと思っております。

参考までに申し上げますと、高松市の行財政改革計画において、中・長期的な課題とし
て、新たな時代に対応した支所、出張所のあり方を検討することを明記しておりまして、
また、本年の3月の高松市議会定例会においても、総合支所制度の検討と現在の出張所の
あり方についての質問に対し、市長から、現状の見直しは必要であり、現在、所管部内
において検討組織を設け、そのあり方を検討している。今後、地域コミュニティの成熟度
を見守る中で、合併後の全市的な体制や総合支所的な考えも視野に入れながら、新しい支所、
出張所のあり方等について、地域住民の合意形成に努めながら、中・長期的な形での検討
をしたいというふうな答弁をいたしております。

なぜそうなるかということでございますが、合併時においてなぜできないかということ
の御意見もありますし、現在の高松市の支所、出張所と比較対象にすべきでないという
ような御意見もございますが、それは現実的に、例えば山田支所であれば、管内人口は約2
万2,000人です。正規職員7人です。屋島出張所であれば、管内人口2万3,000
人、正規職員3人の出張所でございます。そのような状況を無視するということは、現実
的にはできない。現在の高松市民、高松市のそれぞれの地域、特に町と近接する、隣接す
る仏生山、一宮、円座あるいは三谷、それから古高松、屋島地域、香西とか、鬼無とかあ
りますが、そのような地域住民の全般的な幅広い合意形成が必要になるということがあり

ます。

それからもう一点、香川郡3町を統合したような形での支所、総合支所というような御意見もございますが、これについては、塩江町、香南町の住民の御理解をいただかなければならないし、隣接の地域住民の御理解もいただかなければならない。そうなりますと、塩江町なり、香南町については、出張所というようなことにもなります。そういうことも含めて考えますと、現時点においては、合併協定項目で記載しております、先ほど申し上げました4点をそれぞれ勘案しながら、調整をする必要があろうかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） この件についてほかに御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 また鎌田でございます。

ちょっと一言、経済人の立場から申し上げておきたいんですが、急激な住民サービスの低下を避けるとかは、それは確かにそうでございますけれども、合併しようが、すまいが、今後、この基礎自治体、地方自治体はどんどんどんどん経済的に追い詰められていく、国がもう1,000兆円を超す債務で苦しんで、ほんで交付税は減らす、補助金はやめる、で財源はなかなか移譲しないという、そういうレベルになってるわけなんでございますから、親がこけたら子もこける、もうほうっといても住民サービスは低下するんです、今後ますます。

それから、今までみたいなユニバーサルサービスは期待してもできるわけありません。それが低下するのがこの合併のせいだなんていうふうになるのが一番困るわけで、ちょっとこれさっき、ああ、と思ったんですが、参考の入らない資料1の6ページをごらんいただけますか。参考の入らない資料1の6ページ。

歴史資料館、国分寺跡資料館、香南町歴史民俗郷土館、これ要するに、今まで香南町さんは無料でこれを運営してらしたわけですね。つまり、運営すればするほど赤字になる施設を、多少の入館料取ったって、それはあれにならないかもしれませんが、足しにはならないかもしれないけども、運営すればするほど赤字になる施設を高松市に押しつけたと、私は思います。

その合併を機に入館料取るようになった、だから合併はだめだとみんなに言われるのは怖いから、今まで無料だったんだから、これからも無料にしてくださいよなんて。

これね本当、リストラなんですよ、もう究極のリストラ、合併っていうのは、これ以上

国がやってらんねえから、おまえら自分で食えるようになりなさいよと。3軒みんなおふる場あるんじゃないかと、3軒でおふる場一つにしなさいよ、玄関一つにしなさいよ。

だから、もう公務員だって減るのは当たり前。聖域じゃないんです。どんどんリストラしなきゃいけない。

もう一つ、次。参考資料2の4ページをごらんいただけますか。

参考資料2、一覧表ですね。合併協定書の内容一覧。4ページの第15号特別職の職員の身分の取扱い、これ実は私、香川町の委員だったもんですから、よく覚えてるんですが、香川町さんは、町長みずからがここに書いてありますとおり、「合併期日の前日をもって失職する。」、それで構わんとおっしゃったんです。それに対してお優しい高松市は、いやいや、そら協議しましょうよと言ったけども、私があえて発言して、御本人が構わんと言ってるんだから、もう失職していただきますよと、それが真の住民に対するサービスじゃありませんかと。合併したけど、職員も何も全部前どおりで、予算規模は同じで最小公倍数的な、どんどんどんどんこれもなくしちゃいけない、あれもなくしちゃいけない、これもやってください、あれもやってください、最小公倍数的なサービスを保障したら、合併した1市5町がまた財政破綻するに決まってるじゃありませんか。

そのほかの4町さんは、全部、「両市町の長が別に協議して定める。」はっきり言って、合併特例法では失職していいって書いてあるんですよ。特別職さんには失職してもらいましょう。もちろん議員さんも減らしましょう。もちろん職員もどンドン削減、純減目標をつくって減らしましょう。それでやっと生き延びていく大きな基礎的自治体をつくるっていうのが合併の本旨なんですから、そこをぜひとも。

で、ちゃんと住民の皆さんそれはわかってます。牟礼町さんの例見れば、幾ら、町議会さんは反対しても、住民はもうこれ以上は合併しなきゃやっていけないなってことはわかって、大差で合併派の町長さんを再選なすった。住民はばかじゃねえですよ。これ以上、文化団体補助金くれとか、老人になつとるから安くしろとか、今まで以上のサービスをしてくれとはだれも思ってませんから、その辺は各議会の議員さん、議長さん、町長さん、首長さん、勇気を持って現実を理解していただいて、これはもうリストラのためのやむを得ざる合併なんじゃと。せんかったらもっと悪くなるんだぞという、5年先、10年先を見通した説明をきちんとしていただきたいなと。

済みません、ちょっと長くなりますが、それで、それじゃあ余り希望がないから、せめて広域合併したことによる未来のある広域的なまちづくりをしましょうよというのが代案

でございます、それには当然、牟礼町さん入っていただかなきゃいけません。新高松市は、山から、川から、平野から、海から、今度は牟礼町さんが入ってくださったら、半島まで備えた一つの大きな町域になるから、これをこの風土を生かせば、多分そのリストラに見合うだけの新しいまちづくりができるんじゃないかなと。

そっちの方で要するに集中と選択をしていただかなきゃいけないわけなのでありまして、そういう意味で、本当はきょうここで牟礼町さんに対してお入りなさいよという決議を、緊急決議をしていただくとありがたいんだけど、それは時間ありませんから、一応、経済同友会で牟礼町さんに緊急アピールとしてぜひともお入りくださいよと、緊急アピールした提言を、本日、持ってまいりましたので、議長さんや町長さんはどうぞごらんになってください。この協議会においても、当然、牟礼町さんが入ることはもう既定の事実、前提としてまちづくりの話をしていただきたいなと、想定していただきたいなと思います。どうも長いこと。

議長（増田会長） はい、どうぞ、御厩委員さん。

御厩委員 失礼いたします。

先ほどの鎌田委員さん、また林局長さんにちょっと反論的な御意見を申し上げたいんですが、鎌田さんの意見のありましたリストラだからやむを得ないというんですが、公務員の皆さんは首を切るわけにはいかんわけでございますんで、どっかには持っていかないかんわけでございます。ですから、どっかへ持っていくんだったら、高松市の本庁へ半分連れていくんやなしに、地元のことがよくわかった、しばらくの間は、自然減になるまでは、地元においていただきたいという要望でございます。

また、林局長さんの方から山田支所の話、また屋島出張所の話がありますので、そういう方は悪いんかもわかりませんが、へんばするわけにはいかんがという気持ちもあったと思いますが、そこのあたりを私は十分頭をやわらかく考えていただきたいわけでございます。

山田支所の支所長さんとか、出張所長さんには煙たい話かも知らんですけど、山田地区の住民にとったら、また屋島地区の住民にとったら、例えば、牟礼や庵治に総合支所ができればありがたいことなんです。香川町や塩江町に総合支所があればありがたいことなんです。住民のことを考えていただいて、今の固い頭じゃなくして、ぜひとも将来的にはそういう方向も検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） この件については、十分これから各町と協議をする中で成案を上げていきたいと思っております。

特に、もう大分時間もたちましたんで、よろしければ次に移らせていただきますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、合併協定項目に関する報告事項につきましては、ただいまのように取り扱うことといたします。

会議次第5 その他（1）1市5町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）集成版
について

（2）合併協議会合同会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の5、その他でございますが、（1）の1市5町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）集成版について、及び（2）の合併協議会合同会議の開催予定について、2件を一括、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、説明いたします。

まず、1市5町の合併による、まちづくりプランの集成版について御説明いたします。

本日、お手元に配っております資料のうちで、表紙に高松市と塩江町、香川町、国分寺町、香南町、庵治町の合併によるまちづくりプラン（建設計画）集成版と記載したもの、これがございます。そちらをごらんいただきたいと存じます。

この集成版につきましては、1市5町の合併の枠組みが確定をしたことを受けまして、高松市側の対応、市側の対応といたしまして、これまで各合併協議会におきまして、個別に作成いたしました五つの建設計画につきまして、共通部分の集約整理を行うとともに、合併後の各地域のまちづくり施策について比較し、一覧できるよう作成して、本日、提出されたものでございます。

本日は、時間の都合もございまして、逐一の説明は省略をさせていただきますが、表紙にもございますように、例えば第1章におきましては、1市5町の位置と地勢を初め、交流人口や広域行政などの現況を記載しております。

また、第5章の財政計画におきましては、1市5町全体の財政計画を記載するなど、各合併協議会で作成いたしました建設計画を集約整理した内容となっておりますのでございます。後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、合併協議会の合同会議の開催予定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の62ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料62ページ、最後のページでございます。

次回の、第2回の合同会議につきましては、現在のところ、8月の下旬に、高松市内での開催を予定いたしております。

なお、会議の開催日時、場所等につきましては、決まり次第、委員の皆さんに御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） ただいまの説明について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、以上で、本日の会議の案件はすべて終了いたしました。時間も経過いたしましたので、このあたりで本日の会議を閉じさせていただきますと存じます。

これをもちまして、合併協議会第1回合同会議を閉会いたします。御協力まことにありがとうございました。

午後 0時 2分 閉会

會議録署名委員

委員	三笠輝孝
委員	黒川 恵
委員	御辰武史
委員	宮崎 直
委員	赤松千壽
委員	新上隆司